

令和4年度第1回茂原市総合教育会議日程

日時：令和4年10月26日（水）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

1 部活動の地域移行について

【資料1】

【参考資料1】【参考資料2】

2 令和4年度主要施策の進捗状況について

(1) 学校再編について

【資料2】

(2) 茂原市小中一貫教育について

【資料3】

【参考資料3】

(3) 市史編さん事業について

【資料4】

4 その他

5 閉会宣言

議題 1 部活動の地域移行について

1 経緯（国・県）

H 3 0 「運動（文化）部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

⇒ 地域との連携の提示

H 3 1 「中央教育審議会答申」 R 1 「給特法改正案の附帯決議」

⇒ 地域化への検討と早期実現を指摘

R 2 「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」

⇒ 地域化へのスケジュール

R 3 「運動（文化）部活動の地域移行に関する検討会議」

⇒ 課題や実現に向けた選択肢を検討

R 4 「運動部活動の地域移行に関わる地域クラブ等の全国中学校体育大会の参加資格緩和について」「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について」

⇒ 令和 5 年度全国中学校体育大会の参加資格が緩和

R 4 「運動（文化）部活動の地域移行に関する検討会議」提言

⇒ 将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ（文化芸術）に継続して親しむことができる機会の確保に向けて

R 4 「第 1 回市町村担当者連絡協議会」

⇒ 千葉県地域運動部活動に係る説明

2 提言における改革の方向性（スポーツ庁：R 4. 6 文化庁：R 4. 8）

中学校等の部活動を取り巻く状況に鑑みれば、今後、これまでと同じ形で平日及び休日の部活動を維持することは困難な状況にある。こうした中、中学生等のスポーツ（文化芸術等に親しむ）機会を着実に確保していくための改革の方向性としては、まずは、休日の運動（文化）部活動から段階的に地域移行していくことを基本とすべきと考える。その際、平日の運動（文化）部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日に関する地域移行の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進すべきと考える。移行の在り方や方法については、地域の状況に応じて様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。

あわせて、地域移行の受け皿となる地域におけるスポーツ（文化芸術等に親しむ）機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域スポーツ（文化芸術）の振興についても、着実に取り組むことが重要である。特に、スポーツ（文化芸術）に関する団体の役員をはじめとする関係者においては、各々がこれまで取り組んできた事業分野にとどまらず、児童生徒の心身の健全育成やスポーツ（文化芸術）振興に広く目を向け、地域におけるスポーツ（文化芸術等に親しむ）機会の確保や、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に積極的に取り組むことが期待される。

3 千葉県地域運動部活動市町村担当者連絡協議会（R 4. 7：県教育庁保健体育課）

(1) 地域移行の目的

- ①教職員の働き方改革の実現（仕組み改革・意識改革）
- ②教職員に活力ある学校教育環境の実現（やり甲斐のある教育環境）
- ③児童・生徒の学習環境の整備

(2) 地域移行に向けたスケジュール

令和4年度 すべての市町村で協議会（地域化に係る関係部署及び団体による推進の実働を担う組織）設置完了

※地域部活動設置マニュアル「地域部活動設立工程表（例）」

- ①市町村協議会の設置
- ②校内準備委員会の設置
- ③生徒・保護者への説明
- ④校内アンケートの実施
- ⑤設置に向けた校内調整

令和5年度 各市町村1部活以上地域移行

令和6年度 全中学校1部活以上地域移行

令和7年度 全中学校部活動完全地域移行

令和8年度 準備ができた部活動から平日も地域移行

4 茂原市教育委員会としての取組（令和4年度）

- (1) 国・県の動向を踏まえ、部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、地域における活動環境等を整備し、子供たちがそれぞれの適した環境でそれぞれの活動に親しむことのできる社会の構築を検討するため、「部活動の地域移行検討委員会」（以下、「検討委員会」）を教育委員会内に設置する。

(2) 検討事項

- ①スポーツ庁及び文化庁（有識者会議）の提言内容の把握・共通理解
- ②今後の対応方針
 - 先行事例に関する調査・研究
 - 茂原市における対応及び課題の検討
 - スケジュール（案）の作成（R 4～R 8）
※中学校における休日の運動部及び文化部活動とする。
- ③検討委員会開催計画の立案（※拡大検討委員会含む）
※教育長、部長、部次長、体育課長、生涯学習課長、学校教育課長＋検討委員
- ④その他

(3) 実施計画

- ①令和4年度末までに、検討委員会を4回程度開催する。
- ②検討委員会とは別に、拡大検討委員会を2回（中間、年度末）程度開催する。
※詳細は、検討委員会開催計画による。

(4) 検討委員

- ①学校教育課 佐藤信之 主幹兼指導主事
末松佐和子 主査兼指導主事
白土俊幸 主査兼指導主事
- ②体育課 内山俊樹 課長補佐
- ③生涯学習課 佐藤貴之 係長 ※委員長1名、記録者1名を互選

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの対応

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
 - 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
 - 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
 - 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
 - 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
- ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への対応

- | | | | |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新たなスポーツ環境 | ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保 | 大会 | ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援 |
| スポーツ団体等 | ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討 | 会費や保険 | ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請 |
| スポーツ指導者 | ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
・指導者の確保のための支援方策の検討 | 学習指導要領等 | ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す |
| スポーツ施設 | ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
・スポーツ団体等に管理を委託 | | |

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
 ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
 ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



文化庁

※公立中学校等における文化部活動を対象

文化部活動の意義と課題

意義

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に**持続可能性**という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子化が進行**。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 休日も含めた部活動の指導**が求められるなど、**教師にとって大きな業務負担**。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、**文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない**。

これまでの対応

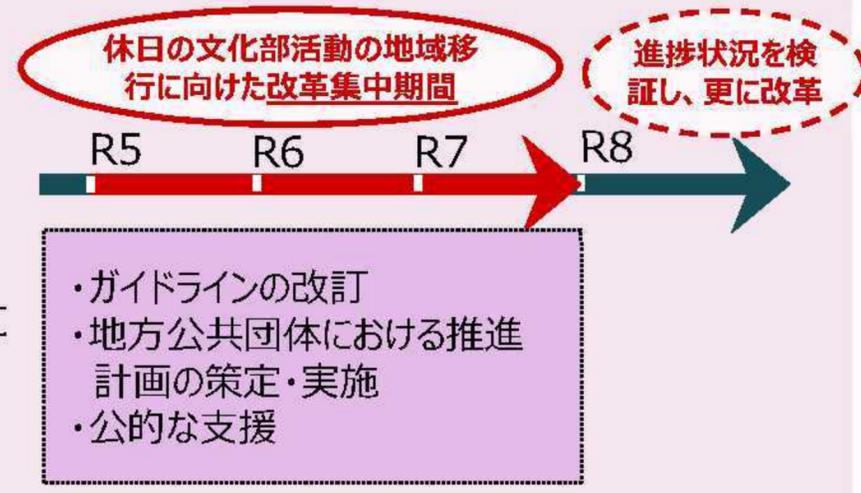
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形で地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、**休日の部活動の段階的な地域移行**を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

目指す

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、**地域における文化芸術の発展を主体的に形成**、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。**部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出**。
- 地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を**一体的に整備**し、子供たちの**多様な体験機会を確保**。（文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

改革の方向性

- まずは、**休日の文化部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途**
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた**休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進**
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「**選択肢**」を示し、「**複数の道筋**」があることや、「**多様な方法**」があることを強く意識



課題への対応

新たな文化芸術環境	・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保	大会	・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
文化芸術団体等、指導者	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討	会費や保険	・困窮する家庭への費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請
活動場所	・学校施設活用に係る協議会の設置、ルール策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進	学習指導要領等	・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

千葉県の休日運動部活動 地域移行に向けたスケジュール

達成目標

改革集中期間

令和4年度

全ての市町村で協議会（地域化に係る関係部署及び団体による推進の実動を担う組織）設置完了

令和5年度

各市町村1部活以上地域移行

令和6年度

全中学校1部活以上地域移行

令和7年度

全中学校部活動完全地域移行

令和8年度

準備ができた部活動から平日も地域移行

千葉県教育委員会の具体的な取組

千葉県地域部活動検討委員会

年間6回以上開催し、課題把握と進捗状況を分析・検討。

構成：保健体育課(事務局)、生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、県スポーツ協会、県スポーツ少年団、県小中体連、県スポーツ推進員連合会の代表者1～2名
その他（案件によって招集）

千葉県地域運動部活動推進事業（モデル事業）

拠点校において休日の部活動の実践研究を実施し、研究成果を普及。今年度は柏市、袖ヶ浦市、睦沢町、白子町で実施。

千葉県教育委員会が目指す骨格

県教育委員会（各団体における活動をサポート・推進）

県スポーツ協会

- 人材の公募
- 人材の育成（研修・資格）

支部（人材管理）

要請に応じて人材提供

★ 地域部活の活動主体

- 総合型
- 民間企業
- 地域ボランティア団体
- スポーツ少年団
- 保護者会

地域の特性による人材

- 希望する教師（兼職兼業）
- 部活動指導員（兼職兼業）
- 地域ボランティア
- 民間企業・プロチーム
- 大学

※必ずしも競技経験に固執する必要はない
（ただし、報酬が馴染むか要検討）

★ 自治体（総括・調整）

研修

受益者負担による活動

★ トラブル対応窓口の設置

活動の設定例

【合同練習型】

地域のスポーツ施設又は拠点校において各校の希望者が参集し、合同練習を行う。

- 部員数が少ない地域又は競技においては、効果的な練習が可能。
- 運営団体が単一なので、連携がとりやすい。
- 任意での参加という意識が確立しやすい。
- ▲スポーツ企業へ委託する場合以外は、用具等の管理をどのようにするか。
- ▲参加人数が増えると、練習効率の低下や指導者の不足が生じる。
- ▲地域によっては、移動の負担が大きい。（拠点校を輪番にする事例もある）

【学区拠点型】

活動場所及び種目は平日と同様で、指導運営を委託（兼職兼業の教師を含む）する。

- 活動場所の使用方法や用具の共有が容易である。
- 既存の地域人材を活かしやすい。
- 活動内容の課題における把握及び修正の実効性が高い。
- ▲参加に同調圧力（生徒も教師も）が生じる可能性がある。
- ▲展開する種目数が多い場合も想定され、管理体制に工夫が必要。
- ▲管理運営との連携及び保守等に関して、学校に負担がかかる可能性がある。

【併用型】

- 地域や校内（範囲による）のニーズに合った柔軟な活動ができる。
- ▲不公平感（特に校内で違う形態の地域移行が存在する場合）が生じる可能性がある。

地域部活動設立工程表（例）

千葉県教育庁保健体育課

目安	段階	工程	内容	学校	市教委	県教委	備考
令和4年度	1	市町村協議会の設置	学校、学校教育課、スポーツ振興課、スポーツ協会等関係団体で構成。地域部活動の移行に向けたスケジュールや課題に向けた話し合いをする。また、マッチングするコーディネーターを指名する。	参加	主催	—	年度内設置
	2	校内準備委員会の設置	各学校で、地域移行に向けた準備を進める委員会を設置。校内のニーズ、希望等を集約する。	主催	—	—	年度内設置
	3	生徒・保護者への説明	校内準備委員会を中心に、生徒・保護者に、休日の部活動の地域移行について内容やスケジュールを説明する。	主催	説明会の参加も可		
	4	校内アンケートの実施	学校で、 ・生徒に向けたニーズ調査 ・保護者に向けた意識調査 ・教員に向けた希望調査	主催	アンケート例の作成	アンケート例の作成	小6に実施も可 年度内実施
	5	設置に向けた校内調整	アンケート調査をもとに、どのような地域部活動を設置するか検討する。（部活動の精選や指導希望のある教員の有無等）	主催	各学校の希望を集約する。	—	年度内調整
令和5年度	6	受け入れ団体の調整	学校から上がってきた希望調査をもとに、コーディネーター役を担う部署が受け入れ団体を調整する。	コーディネーターと連携して、地域部活動の形態を決定する。	市町村協議会が、コーディネーターを指定	様々な実施例を提示する。	できれば年度内調整 令和5年度末まで
	7	団体と学校の打ち合わせ	受け入れ団体（指導者）決定後、具体的な活動内容について、打ち合わせを行う。	主催	学校、市教委、団体で具体的な取り決め事項を確認する。	地域部活動実施に向けた具体的な取り決め事項例を示す。	調整後すぐに
	8	お試し運用	具体的な取り決め事項をもとに、月1回程度から運用し、徐々に回数を増やしていく。また、その際に生じた課題について話し合う。	運用状況の確認 課題協議	運用状況の確認 課題協議	—	
令和6年度	9	本格運用	「お試し運用」での課題を解決した段階で、本格運用に移行する。	運用状況の確認	運用状況の確認	—	令和6年度中に学校1つは本格運用を実施。

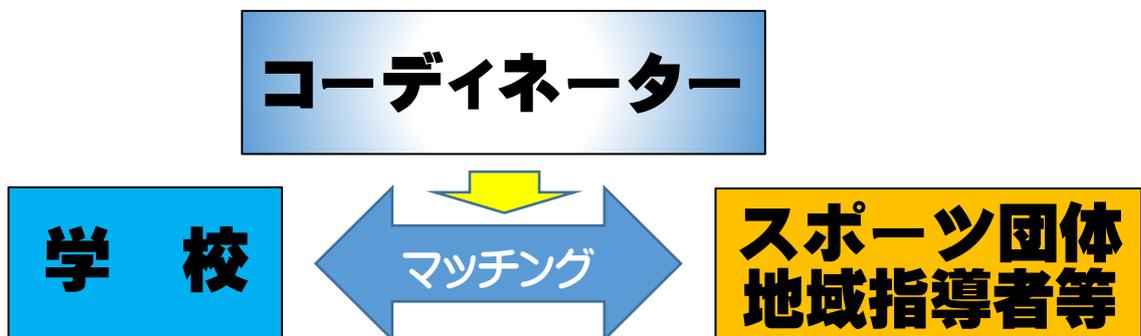
第1段階

◇市町村協議会の設置

(別紙1：市町村協議会設置内規)

- 学校教育主管課，スポーツ主管課，スポーツ協会，スポーツ推進委員協議会，総合型地域スポーツクラブ，中学校関係者等の代表者による協議会を設置する。
(参加団体は，各市町村で検討する。上記以外も校長会，小中体連等が考えられる)
- 構成団体の中から，協議会の運営を担う事務局を設置する。
- 市町村で今後地域部活動を推進していく中で，情報共有をしながら課題について検討を進める。
- **競技団体(指導者)と学校をマッチングさせる，コーディネーターを指定する。**
(このコーディネーターの指定は今後地域部活動を推進する上で極めて重要である)
- 国や県からの情報は，協議会を通して，各団体や学校に伝わる体制を作る。
- **令和4年度中に設置をめざす。**

◎コーディネーターについて



- ・ コーディネーターは，個人でも団体でも構わない。また，1団体だけではなく，複数指定してもよい。特に大規模市は地区分けする等の工夫をする。
- ・ コーディネーター役を担う，団体としては「市町村教委」「競技スポーツ団体」「人材派遣等業者」「スポーツ推進委員」「地域のボランティア」「市スポーツ協会」「総合型地域スポーツクラブ」等。また，学校やスポーツ団体から独立した立場の組織（個人）でも構わない。
- ・ 市町村協議会と連携して，地域部活動の趣旨や万が一事故があった時の責任の所在，学校との連携等について説明をしておく。

第2段階

◇校内準備委員会の設置

- 市町村協議会の設置を受けて、各学校では、「校内準備委員会」を設置する。
- 構成メンバーは、管理職、部活動主任、学年主任等学校内で調整する。
- 役割としては、生徒、保護者、教員へのアンケートの実施
- アンケート結果の考察
- アンケート結果をもとに、来年度以降の部活動について校内調整をする。
 - ・来年度から地域部活動に移行する部
 - ・しばらくは学校部活動で実施する部
 - ・教員の意向調査で地域の指導者として活動する意思の確認
 - ・地域移行に関するスケジュールの策定

第3段階

◇生徒・保護者への説明

- 校内準備委員会メンバーを中心に、生徒及び保護者に地域部活動移行について説明をする。
- 説明については、説明会方式、文書の配布方式、市教委が絡む等は、それぞれの学校及び市町村教委で検討し実施する。
- 説明内容については、協議会で検討し、市内の学校で相違の無いようにした方がよい。

第4段階

◇校内アンケートの実施

- 生徒向けアンケート（別紙2参照）
 - ・土日の地域部活動に関する参加希望
 - ・生徒の休日部活動に関する要望事項
(競技性を求める、レク的な活動を求める、複数種目の参加を求める等)

- 保護者向けアンケート（別紙3参照）
 - ・ 休日の部活動の地域移行についての理解度
 - ・ 子供の参加についての可否
 - ・ 参加料について
- 教員向けアンケート（別紙4参照）
 - ・ 休日の地域部活動での指導希望について
 - ・ 地域部活動に関する懸念について

第5段階

◇設置に向けた校内調整

- アンケート結果を集約し、次年度以降の部活動について校内調整をする。
 - ▽ 生徒の希望が大会参加人数に足りている
 - ・ 教員が地域指導者として希望している
 - ⇒教員を指導者に地域部活動を進める部 ①
 - ⇒受け皿がないため、教員を指導者に学校部活動として進める部 ②
 - ・ 教員が休日の指導を希望していない
 - ⇒地域の指導者に任せ、地域部活動を進める部 ③
 - ⇒受け皿（指導者）がないため、学校部活動として進める部 ④
 - ⇒受け皿（指導者）がないため、平日の活動のみとする部 ⑤
 - ⇒受け皿（指導者）がないため、廃部とする部 ⑥
 - ▽ 希望生徒が少なく試合参加の部員数が足りない
 - ⇒近隣の学校と合同チームを組み学校部活動として活動する部 ⑦
 - ⇒近隣の学校と地域部活動として活動する部（教員指導） ⑧
 - ⇒近隣の学校と地域部活動として活動する部（地域指導者） ⑨
 - ⇒次年度以降は活動休止（廃部含む）として活動はしない部 ⑩

地域部活動フローチャート（別紙5）を参考に自校の部活動を①～⑩のパターンに仕分けをする。次年度から地域部活動に移行できる部から移行準備に取り掛かる。移行できない部活動については、できない理由を明確にし、令和7年度末までに地域移行できるよう準備する。

第6段階

◇受け入れ団体の調整

- 学校の校内調整を受けて、市町村協議会が指定する地域部活動コーディネーターが、地域部活動を希望する学校と受け入れ団体をマッチングさせる。
- コーディネーターは、学校側の希望や生徒ニーズをよき聞き取り、ふさわしい団体を紹介する。
- その際、部活動顧問が地域指導者として指導を希望しているかどうかの意思を確認する。
- 教員が地域指導者として指導を希望していて、受け入れ団体がいない場合は、学校のPTA組織や後援会組織、ボランティア組織を活用して、学校外部に受け入れ団体を設置し、そこに所属する教員が地域指導者として指導する方法も検討する。(別紙6：受入団体規約を参照)

第7段階

◇団体と学校の打ち合わせ

- 受け入れ団体が決定したら、学校と団体との打ち合わせを行う。(重要)
 - ・生徒の部活動に対するニーズや部活動の活動方針の共有
 - ・活動場所の調整
 - ・用具の使用について
 - ・緊急連絡方法について
 - ・練習内容の確認
 - ・練習試合、大会参加について

活動していくと、必ず何かトラブルが起こることが予想されるので、受け入れ団体と学校の連携や連絡体制をしっかりと構築しておく。また、学校と団体との申し合わせ事項については、文書に残しておくといよい。(規約等の作成も含む)

第8段階

◇お試し運用

- 団体との打ち合わせ終了後，月1回程度，地域部活動としての活動を実施する。
- 3～4回実施後，生徒，指導者，部活動顧問等からアンケートを実施し，活動の様子を振り返り，精査する。そこであがった課題について，関係者で話し合い改善に向けて方策を考える。

第9段階

◇本格運用

- 学校と団体との連携を密にする。定期的な情報交換の場を設定する。
- 本格運用中に出てきた課題については，その都度連絡を取り合い解決していく。
- 校内準備委員会を中心に地域部活動が始まった部については，適宜，生徒・保護者にアンケート等の調査をし，課題を明確にしておく。

学校再編の進捗状況について

茂原市教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、令和4年1月の教育委員会会議において、計画期間を令和3年度から令和7年度の5年間とする、茂原市学校再編第二次実施計画を策定いたしました。本計画では、「本納小学校と新治小学校の統合」「本納小学校と豊岡小学校の統合」「南中学校と早野中学校の統合」について、統合時期、使用校舎、検討事項等を記載しています。今後は本計画に基づき、学校再編を進めてまいります。

(1) 本納小学校・新治小学校統合準備委員会の開催

本計画に基づく、本納小学校と新治小学校の円滑な統合を進めるため、本納小学校・新治小学校統合準備委員会を設置し、協議を進めております。

期 日	会議名	協議内容
R4. 5. 7	第1回 統合準備委員会	検討事項について、専門部会の設置について
R4. 6. 14	第2回 統合準備委員会	スクールバス部会の報告、学校統合準備会の報告、校名・校歌・校章について
R4. 7. 6～ R4. 7. 15	第3回 統合準備委員会 (書面会議)	スクールバスの運行に関する事前説明会の報告、スクールバスの運行ルート等について

(専門部会の開催)

R4. 5. 7	第1回 スクールバス部会	運行ルート、乗降場所及び便数について
R4. 5. 24	第2回 スクールバス部会	運行ルート等の報告事項について

【本納小学校・新治小学校統合準備委員会での協議事項】

① 「校名・校歌、校章」について

・学校再編第二次実施計画では、「本納小学校と豊岡小学校の統合時に、校名・校歌・校章を検討すること」としてはありますが、今回、本納小学校と新治小学校の統合に際して「校名等の変更は必要かどうか」協議を行いました。第1回の会議では継続協議となり、第2回では、「校名・校歌・校章の変更は必要なし」として、賛成8人、棄権2人で採決され、統合後は、現在の本納小学校の「校名・校歌・校章」を引き続き使用することが決まりました。

② 「通学手段(スクールバス)」について

・新治地区の児童の通学手段として、スクールバスの運行を検討することとし、専門部会(スクールバス部会)を設置して、運行ルート・便数・乗降場所の案を検討・協議し、まとまった運行ルート等の案について、新治小学校保護者に説明を行いました。

・その後、新治地区各自治会長への確認や茂原警察署との協議を行い、保護者からの意見等を踏まえた運行ルート等の案について、第3回統合準備委員会に諮ったところ了承された為、スクールバス運行業者の選定を行いました。今後、保護者への説明会を開催する予定です。

③「学校統合準備会からの報告事項」について

- ・本納小学校と新治小学校の教職員間で協議している事項の進捗状況について、準備委員会で報告していただき、統合に向け共通理解を図っています。

(2) 今後について

本納小学校と新治小学校の統合については、11月5日に統合準備委員会の開催を予定しており、引き続き協議を進めるとともに、スクールバスの乗降場所等の駐車場の拡張整備等を行うなど、必要な環境整備に努めてまいります。

南中学校と早野中学校の統合、及び本納小学校と豊岡小学校の統合については、保護者や地域の方々への十分な説明と、ご理解をいただきながら学校再編を進めてまいります。

五郷地区については、南中学校・早野中学校・五郷小学校のPTA代表者や学校の教職員、五郷地区・鶴枝地区の自治会長連合会代表者と9月30日(水)に話し合いを行い、今後は「五郷地区学校再編に係る代表者会議」とし、南中学校と早野中学校の統合について、継続して協議していくこととなりました。

茂原市小中一貫教育について

1 茂原市小中一貫教育検討委員会について

発足 令和3年度（令和元年発足「小中一貫教育構想委員会」より引継）

委員 各中学校区代表の校長、教頭、教務主任等 計10名

<取組内容>

- ・小中一貫教育の指針についての冊子検討・作成
- ・専門部会（茂原学・外国語教育）による取組
- ・教科別内容系統一覧の検討・作成

2 本納中学校区小中一貫教育推進委員会について

令和3年度より茂原市の小中一貫教育の推進地域（モデル）として小中一貫教育の検証を行う

<取組内容>

- ・乗り入れ授業
- ・本納スタダート
- ・小中一貫教育アンケート

3 令和4年9月までにおける成果・結果

- ・教科別内容系統一覧完成 令和3年度全小中学校へ配付
 - ・「未来を拓く 茂原の子」（小中一貫教育の指針）（最終案）作成（参考資料3）
 - ・「茂原学」各学校が単元・教材一覧完成、取組をHPへ公開
 - ・「外国語教育」茂原市教育研究協議会英語部会においてスモールトーク（コミュニケーション活動）を中心とした帯活動（短期的・継続的活動）の検討・一部実施
 - ・令和3年本納中学校において小中一貫教育に関するアンケート実施及び公表
 - ・本納中学校区における乗り入れ授業実施
（本納小へ：外国語、算数、理科、音楽、家庭科、本納小から中へ：数学、英語
豊岡小・新治小：外国語、算数、理科、音楽）
- 学力向上や切れ目無い指導などの成果が上がっている

4 今後の見通しと課題

(見通し)

- ・「未来を拓く 茂原の子」(小中一貫教育の指針) 策定
(教育委員会会議へ議案提出 可決後 令和4年度末公表予定)
- ・「茂原学」「外国語教育」の実践の継続
- ・小中一貫教育アンケートの実施
(本納中学校区令和4年9月、茂原市全小中学校令和5年6月頃)
- ・本納中学校区の先行内容に係る検証を続ける。特に施設一体型と施設分離型における違い

(課題)

①乗り入れ授業に関して

- ・小中学校の職員の打合せの時間が取れない
- ・「施設一体型」では実施しやすいが、「施設分離型」では移動に時間がかかるため、空き時間を2時間以上確保しなければならず、中学校の職員数から考えても実施は極めて困難である。

②スタンダードについて

- ・本納中学校区で検討したが、小中学校を貫くスタンダードというよりは、同じ中学校へ行く小学校のスタンダードを統一する方が効果的である。

※1つの小学校が2つの中学校へ行く学区の場合、取扱いが難しい。

③職員の負担について

- ・乗り入れ授業を始め、現場職員の負担が少なからず増加する。スクラップアンドビルドの観点から、業務改善が必要となる。

未来を拓く 茂原の子（案）

（茂原市小中一貫教育の指針）



高い志

ふるさと茂原

豊かな心

茂原市教育委員会

令和〇年〇月

目次

はじめに.....	2
I 小中一貫教育とは.....	3
1 小中一貫教育制度について.....	3
2 小中一貫教育を行うことによる期待される効果.....	3
II 茂原市小中連携教育から小中一貫教育へ.....	4
1 これまでの小中連携教育.....	4
2 これからの小中一貫教育.....	5
(1) 小中一貫教育の定義.....	5
(2) 茂原市の小中一貫教育のねらい.....	5
(3) 茂原市の小中一貫教育の型.....	6
(4) 茂原市の目指す子供像.....	7
(5) 学年段階の区切りの考え方.....	7
(6) 茂原市の小中一貫教育の基本的な考え方.....	8
III 茂原市の進める小中一貫教育.....	9
1 9年間の連続性を大切にした教育（視点1）.....	9
(1) 9年間を見通した系統性のある学習指導.....	9
(2) 9年間の一貫した連続性のある生徒指導.....	9
(3) 切れ目のない特別支援教育.....	9
2 目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）.....	10
(1) 茂原学の探究.....	10
(2) 英語教育の充実.....	10
3 小中一貫教育を支える連携.....	11
(1) 学校間の児童生徒の交流.....	11
(2) 小中学校の教職員の連携による学習活動・生徒指導.....	11
(3) 家庭・地域との連携.....	11
おわりに.....	12

はじめに

今日、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このような時代にあって、学校教育では、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要とされています。こうした力は、全く新しい力というわけではなく、長年目指してきた「生きる力」であり、学校教育が蓄積を生かしていくことが必要であるとされています。

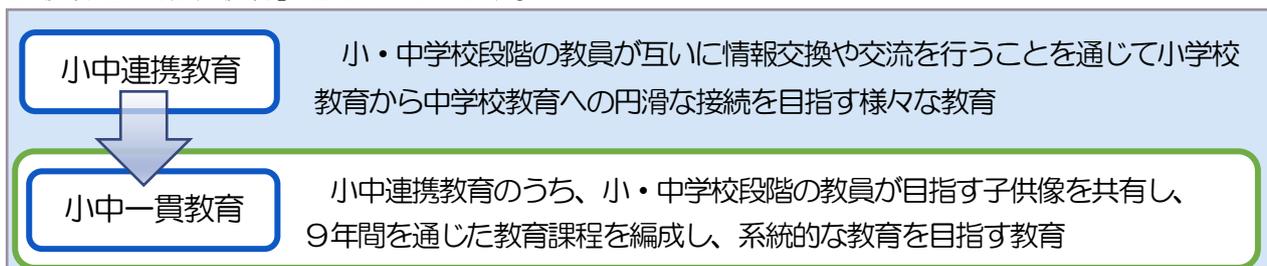
また、近年、社会状況の激しい変化や子供の成長の早期化、子供を取り巻く環境の変化、小・中学校の教育活動の差異などから、いわゆる「中1ギャップ」の言葉に代表されるような課題が生じてきています。こうした課題に対応するための取組として、全国的に小中一貫教育を取り入れる自治体が増えてきています。

茂原市教育委員会では、これまで、「次代を担う子供たちを育てる」を共通テーマとして、児童生徒の個性の伸長、郷土を愛する態度の育成、基礎学力の定着などを目指して、それぞれの学校で教育活動を進めてきました。今後は、教職員が義務教育9年間を貫く視点を持ち、茂原市の子供たちへより質の高い教育を提供することができるよう、ここに茂原市の小中一貫教育について方向性を示しました。

I 小中一貫教育とは

1 小中一貫教育制度について

小中一貫教育制度については、平成 18 年の改正教育基本法、平成 19 年の改正学校教育法によって義務教育の目的・目標が定められ、その後、学校教育法の一部改正(平成 28 年施行)により、義務教育学校制度が創設されました。小中一貫教育とは、小中連携教育をさらに進めた教育で、「小・中学校段階の教職員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」とされています。



2 小中一貫教育を行うことによる期待される効果

学習面の観点から

- 9年間を見通した指導計画を作成し、指導内容を明確化することにより、「学びの連続性」を図ることができます。
- 小・中学校間で指導方針を共有し、情報交換や連携を充実させることで、各成長段階で育てたい力が明確になり、一人一人の個性に応じた指導が可能になります。
- 小学校 5・6 年生における教科担任制、小・中学校教員の乗り入れ授業など多様な指導形態を取り入れ、小学校での専門的な授業の展開により知的好奇心を充足させたり、中学校でのきめ細かな授業の実践により定着が不十分な内容を補充したりするなど、個に応じた指導が一層充実し、学習意欲や学力の向上を図ることができます。

生活面の観点から

- 9年間を通して一貫した生徒指導を行うことにより、学校生活の変化に伴う不安感や負担感が軽減され、自己有用感や道徳心、規範意識の醸成を図ることができます。
- 小・中学校の教職員が連携することで、より深い児童生徒理解に基づく指導が可能になり、中学校入学後に増加傾向にある不登校や問題行動の減少を期待することができます。
- 小・中学生の交流や合同行事などを通して、小学生には、目標にすべき姿を思い描くことができ、中学生には、下級生に対する思いやりやリーダーシップなどの育成を図ることができます。

教員の指導力の向上の観点から

- 9年間の児童生徒の成長・発達と学習内容の系統を踏まえ、小・中学校の教職員がそれぞれの学校種の教育活動を相互に理解しながら指導にあたることにより、教員の指導力の向上を図ることができます。
- 各小・中学校の教職員が、それぞれ個人のよさを生かした授業実践の中で、専門的な指導やきめ細かな指導を互いに学び合うことで、教員の総合的な力量が向上します。

Ⅱ 茂原市小中連携教育から小中一貫教育へ

1 これまでの小中連携教育

茂原市では、これまで小中連携教育に取り組んできました。各小・中学校、各中学校区により、それぞれ特色があり、その主なものは以下ようになります。

学習面について

- 授業・部活動
 - ・ 中学校教員による小学校の外国語科、外国語活動での授業協力
 - ・ 小学生と中学生の交流授業
 - ・ キャリア教育の一環としての職場見学や職場体験学習
 - ・ 中学校入学説明会における授業体験や部活動体験
 - ・ 特別支援学級在籍児童の進学時における中学校の授業体験

生活面について

- 生徒指導
 - ・ 生徒指導上の諸問題についての情報交換、協議
 - ・ 校外（街頭）指導、防犯パトロールへの参加、情報交換
- 保健安全指導
 - ・ 小・中学校間で行われる学校保健委員会への参加、協議
 - ・ 児童生徒の発育状況や運動能力についての情報交換、協議
- 学校行事
 - ・ 運動会（体育祭）や文化祭、合唱コンクール等（学校行事）の見学、参加

教員について

- 教員研修等
 - ・ 小・中学校で行われる授業研究会への参加（授業参観、協議）
 - ・ ミニ集会等、学校単位で開催される研修会への参加、情報交換
 - ・ 中学校区を単位としての行事調整会議
 - ・ 市教育研究協議会での各部研修

その他

- PTA活動について
 - ・ 教育講演会への参加、情報交換
 - ・ 中学校区を単位とした情報交換会、中学校区親睦バレーボール大会の開催
- 地域活動について
 - ・ 敬老会や夏・秋祭り、地域の美化活動、ボランティア活動等への参加

2 これからの小中一貫教育

(1) 小中一貫教育の定義

小中一貫教育を進めるにあたり、平成28年度の法整備を受け、「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校(併設型・連携型)」の制度化された小中一貫教育と従来の小学校・中学校による運用上の小中一貫教育が存在することになりました。(下図参照)

茂原市は、この中の「従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育」を行います。

【小中一貫教育を行う公立学校の分類(制度面)】

	制度化された学校での小中一貫教育			従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育	
	義務教育学校	小中一貫型小・中学校			
		併設型小・中学校	連携型小・中学校		
設置者	(同一)	同一	異なる	同一 又は 異なる	
修業年限	9年 (前期課程6年・後期課程3年)	小学校6年・中学校3年			
組織	校長1名・一つの教職員組織	原則として各学校に校長1名・別々の教職員組織 ※校長併任や実質的に教職員組織を統合した事例も			
免許	原則小・中併有 ※当面は保有免許相当課程で指導可	所属する学校の免許を保有			
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされた教育課程編成 				
特例	独自教科設定	○	○	○	×
	指導内容入替え	○	○	×	×
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用			
標準規模	18学級以上 27学級以下	小・中学校それぞれ12学級以上18学級以下			
設置・移行手続	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		なし	

出典:「地方教育行政の多様性・専門性に関する研究 報告書3 市町村の教育施策としての小中一貫教育に関する研究」

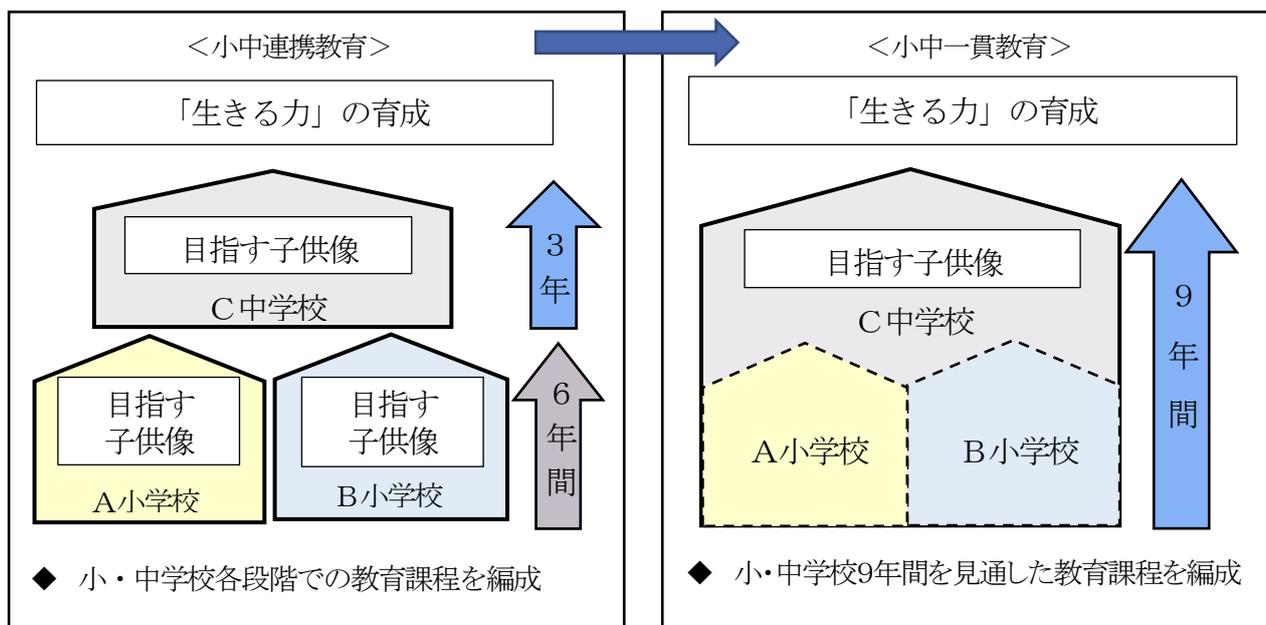
研究代表者渡邊恵子(国立教育政策研究所 教育施策・評価研究部長)2019(平成31)年3月※一部抜粋

(2) 茂原市の小中一貫教育のねらい

これからの社会は予測困難な時代と言われ、子供たちには、「生きる力」として他者と協働して課題を解決していくことや、幅広い知識と柔軟な思考力・判断力・表現力等を身に付けることが求められています。

こうした背景を受け、茂原市では、小学校6年間、中学校3年間という制度を維持しつつ、義務教育終了までを連続した学びの期間ととらえ、この9年間でどのような子供を育てたいのかを小学校と中学校が共有し、小中一貫教育を推進することとします。（下図参照）

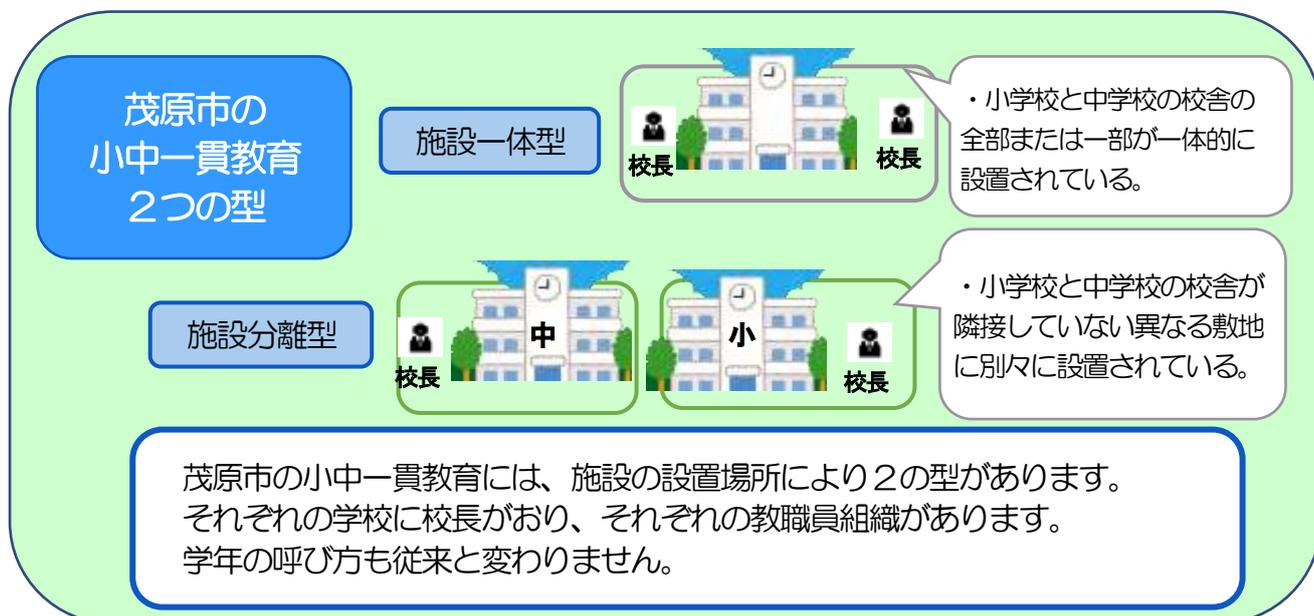
小・中学校が互いに協力し、児童生徒一人一人に応じた質の高い学習指導や生徒指導を実現し、学力向上や豊かな心の育成を図っていきます。また、小・中学校を円滑に接続させ、小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」とよばれる課題の減少を目指します。



（3）茂原市の小中一貫教育の型

茂原市では、小中一貫教育を行うにあたり、義務教育9年間を貫く視点を大切にし、小学校・中学校が共通した目指す子供像を共有するために、それぞれの施設・仕組みを生かし、その利点を取り入れた教育を目指します。

それぞれの施設の状況により、施設分離型の小中一貫教育と施設一体型の小中一貫教育が存在することになります。（下図参照）



(4) 茂原市の目指す子供像

「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」

茂原市では、令和3年4月に「茂原市教育施策の大綱」として、令和7年度までの5年間の基本構想、基本計画に基づき、4つの基本方針を定めました。

- <基本方針1> 社会で生きる力の育成
- <基本方針2> 心を育む人間教育の推進
- <基本方針3> 芸術文化・スポーツの振興
- <基本方針4> 茂原を愛する心の育成

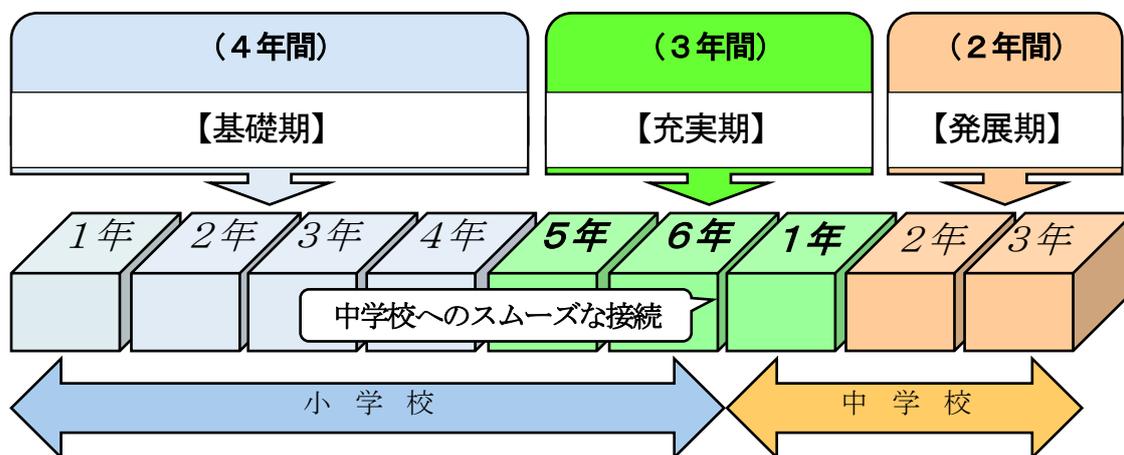
これに基づき、「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標として掲げ、各種施策の展開を図っていきます。「小中一貫教育」を推進することで、茂原市が示している「未来を主体的に生きる人づくり」をさらに進めます。

そこで、茂原市の小中一貫教育で目指す子供像を前述のように設定しました。これには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、郷土に誇りをもち、地域を担う人づくりを目指すという願いが込められています。

(5) 学年段階の区切りの考え方

中学校段階への移行に際して児童生徒が体験する段差の緩和や児童生徒の発達の早期化への対応を図る観点から、小・中学校9年間における学年段階の区切りを4-3-2とし、特に、いわゆる「中1ギャップ」といわれる現象が現れる期間(充実期)に重点をおきます。(学校施設は6-3のまま)

《学年段階の区切り》



- 小1～4【基礎期】
 - ・ 基礎・基本を繰り返し、学びの基本姿勢の育成を目指す。
 - ・ 善悪の判断ができ、集団や社会のルールを守る態度の育成を目指す。
- 小5・6、中1【充実期】
 - ・ 基礎・基本を生かし、具体から論理的・抽象的思考へ移行する時期であり、意欲的に学ぶ姿勢の育成を目指す。
 - ・ 集団における役割を自覚するとともに、自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養を目指す。

○ 中2・3【発展期】

- ・ 基礎・基本を応用して、論理的・抽象的思考を着実にを行う時期であり、主体的に学ぶ姿勢の育成を目指す。
- ・ 人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ自ら向上を図るなど、社会の一員として自立した生活を営む力の育成を目指す。

(6) 茂原市の小中一貫教育の基本的な考え方

茂原市の小中一貫教育では、6歳から15歳までの子供の成長に重要な時期となる9年間の義務教育の中で、目指す子供像を実現するため基本的な考え方を以下のようにします。

すべての小・中学校で、小中一貫教育を進めます。

- 義務教育9年間において、連続性のある教育活動を行います。
- 茂原市の目指す子供像を共有し、その実現に向け、特色ある取組を行います。
- 地域・施設の特徴を生かした取組を行います。

茂原市の目指す子供

ふるさと茂原を愛し、志を高く持ち、心豊かで未来を拓く子

(視点1) 9年間の連続性

- ①9年間を見通した系統性のある学習指導
- ②9年間の一貫した連続性のある生徒指導
- ③切れ目のない特別支援教育

(視点2) 特色ある取組

- ①茂原学の探求
- ②英語教育の充実

児童生徒の交流、教職員の連携、家庭・地域との連携

家庭

学校

地域

Ⅲ 茂原市の進める小中一貫教育

1 9年間の連続性を大切にした教育（視点1）

（1）9年間を見通した系統性のある学習指導

確かな学力の育成を目指し、9年間の学びを小・中学校の教員が共有し、系統的な学習を実践します。各教科の9年間の内容系統一覧（別冊資料）を作成し、現在の学習内容に至るまでどのような学習をしてきたのか、また、現在の学習後にどのような学習をしていくのかを把握し指導に生かしたり、児童生徒のつまずきに対する補充が必要な学習内容を把握し、学び直しの機会としたりすることに活用していきます。

小・中学校間の段差を低くし学習意欲の向上を図るため、小学校5・6年生で教科担任制を実施したり、小・中学校の教員の乗り入れ授業を取り入れたりすることで、専門性や個に応じた指導を一層充実させます。

（2）9年間の一貫した連続性のある生徒指導

生徒指導については、児童生徒の発達の特性や小・中学校の教育活動の特性を踏まえて取り組む必要があります。しかし、小・中学校での指導内容や方法等に差があり、ギャップが生じるという指摘もあります。生徒指導の3つの機能（自己決定・自己存在感・共感的理解）に基づき、9年間の一貫した連続性のある生徒指導に取り組み、自己実現に向かう自己指導能力を育成します。

生活習慣や学習規律、家庭学習などについての指導は、学年が変わったり中学校に進学したりしても、子供が安心して学校生活が送れるように、小・中学校が同じ視点で指導をしていきます。生活習慣や学習規律、家庭学習についての基本などをもとに、各学校の実態に応じながら連携・継続した指導を徹底します。

（3）切れ目のない特別支援教育

特別支援教育については、「すべての子供に役立つ支援方法の確立」のため、児童生徒一人一人の特性を理解し、関係機関との連携を強化し、ライフステージに合わせた一貫した総合的支援体制の充実を図っています。障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い、ともに社会をつくるための基礎を培う教育を進めていきます。

特別に支援が必要な児童生徒には、十分な学びを保障するため、ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を用意し、適切な指導と必要な支援を提供していきます。就学前から中学校卒業まで、きめ細かな切れ目のない支援が円滑に進められるよう、基礎的環境の整備と合理的配慮の提供を充実させていきます。学校現場においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、交流及び共同学習の実施、校内支援委員会の充実、ユニバーサルデザインの視点に基づくわかる授業の実践等により、共に学び認め合う共生社会の実現を目指します。

2 目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）

（1）茂原学の探究

「茂原を知り、茂原について考え、茂原を愛する子供」を育てるために位置付けた「茂原学」をさらに充実させていきます。茂原の歴史や文化、産業等について、9年間を通して計画的に学び、地元“茂原”を深く理解し、郷土を愛し、将来、茂原のよさを語る事ができる児童生徒の育成を目指します。

9年間を3つの期間に区切り、基礎期（小1～小4）では、身近な家庭や学校から地域（茂原市）へと学習を広げ、充実期（小5～中1）では、他地域と比較しながら茂原を見つめ、そして、発展期（中2、中3）では、今までの学習を振り返りながら自分を見つめるというように、9年間を通し段階的に学習を進めます。

また、「茂原学」を軸に、小中一貫教育のカリキュラムマネジメントを行います。社会科や総合的な学習の時間で扱う茂原市に関する教材だけでなく、教科等を通して茂原市への関心や知識、そして「こんな茂原市にしたい」「茂原市の魅力を発信したい」という思いや考えなどを伴う学習すべてを「茂原学」と捉えます。その上で、各学校が「茂原学」として取り組む単元・教材一覧を作成し、9年間でのどのように各教科等が関わり合っているか確認し、系統的な学習へつなげます。

そこで、次のような取組を行います。

- ・「茂原学」の単元・教材一覧の作成（小・中学校でのつながり）
- ・「茂原学」の情報公開（学校ホームページへのアップ）
- ・地域の伝統、自然、産業、歴史を題材にした学習
- ・茂原市役所や郷土資料館等による「出前授業」の活用 など

（2）英語教育の充実

グローバル化が急速に進展する中で、今後、外国語によるコミュニケーション能力は、これまで以上に必要とされることが想定されます。ALTのネイティブな英語や海外の文化に触れる機会、中学生の海外派遣等を通して、世界に目を向けることができる態度を育てるとともに、探求心や想像力を育む授業や体験を取り入れながら、「使える英語」を身に付け、グローバルな視点で活躍する人材の育成を目指します。

小学校外国語活動及び外国語科と中学校外国語科の連携を推進するため、小・中学校共同の授業改善や教員の研修を進めます。

そこで、次のような取組を行います。

- ・小学校および中学校全校へのALTの派遣
- ・毎授業において日常生活の英語やスモールトークの帯活動の位置付け
- ・ソルズベリー市（オーストラリア）への中学生等海外派遣や交流事業の継続
- ・外国語活動、外国語科の実践研修（教員）
- ・スピーチコンテスト（中学校） など

3 小中一貫教育を支える連携

茂原市の目指す子供像の実現に向けて掲げた2つの視点「9年間の連続性を大切にした教育」と「目指す子供像の実現に向けた特色ある取組」を具体的に実現するために、何よりも欠かせないのが市全体の大きな連携になります。その連携は、具体的に「児童生徒の交流」「教職員の連携」「家庭・地域との連携」の3つから構成され、小中一貫教育を支えるものとなります。

(1) 学校間の児童生徒の交流

児童生徒の交流は、小学生が中学生に対して憧れを抱いたり、中学生が小学生に対して思いやりの心をもったりできるようになるなどの効果が期待されます。それぞれの学区の実態や施設の設置状況、教員の構成等を踏まえ、意図的・計画的・継続的に各学校の創意工夫で実施します。

また、隣接した小学校同士など、小学校間の連携も視野に入れます。一つの小学校に通う児童がすべて同じ中学校へ進学するとは限らない茂原市の実態として、中学校とのつながりと同時に小学校間の児童の交流も小中一貫教育の一つと捉えます。

(2) 小中学校の教職員の連携による学習活動・生徒指導

いわゆる「中一ギャップ」等の課題解決のためには、小学校や中学校の教職員が今まで以上に情報交換や相互の授業参観を通して、互いの教育活動についての理解を深め、日常の指導に生かしていくことが大切です。互いがそれぞれの教育を理解することで、小学校段階で育てておかなければならない力が見え、また、これまでにどのような経験をしてきたのかなどを理解することができます。

教職員の具体的指導の例としては、学習や生活についての共通実践、相互乗り入れ授業の実施など工夫して取り組みます。生徒指導の面でも協力し、情報を共有するとともに、小中学校間での指導方法のすり合わせなど、学年間・学校間の段差がよりなだらかになるよう工夫します。

(3) 家庭・地域との連携

急速に変化する社会の中で、子供たちの生きる力を育むためには、学校だけでなく学校と家庭・地域が一体となって子供を育てていくことが求められます。今まで培ってきた学校と家庭・地域との結びつきを生かし、近隣の学校との結びつきを基盤として地域の特色を生かした小中一貫教育を進めます。

これまでも、総合的な学習の時間や各教科、校外学習等で地域とのさまざまな連携を行ってきましたが、9年間の連続性を意識して教育課程を見直すことにより、より系統的な家庭・地域との連携を目指します。

おわりに

茂原市教育委員会では、子供たちにとってよりよい教育を目指し、小中一貫教育について調査研究してきました。茂原市小中一貫教育についてまとめた本指針に基づき、令和5年4月から市内すべての小・中学校で小中一貫教育を進めていきます。

茂原市の小・中学校は、その規模や立地条件、学区編成上1つの小学校から分かれて中学校へ進学する学校があるなど、同一歩調で推進しにくい内容もあります。そこで、まずはそれぞれの小・中学校の実態を共有し、茂原市の目指す子供像に向け、それぞれの学校が具体的にどのように連携し、実践していくかを考えていくことから進めていきます。茂原市教育委員会としても、さらによりよいものとなるよう今後も調査研究し、改善していきます。

【資料 4】

市史編さん事業について

1 目的

市制 70 周年を機に市史刊行を開始し、市民とともに茂原市の歴史的な歩みを明らかにし、郷土への思いを育むとともに、後世に市の歴史を継承することを目的とする。

2 事業の経過

平成 28 年度 茂原市史準備委員会設置（委員 6 名） 市史編さん委員会条例制定

平成 29 年度 条例に基づき茂原市史編さん委員会設置（委員 8 名）

平成 30 年度 市史の目次構成作成 基本方針・刊行計画の策定 資料調査等

令和元年度 市史調査執筆委員 12 名を置く 資料調査等

令和 2 年度 「茂原市史 資料編[原始・古代・中世]」の体裁及び執筆基準・目次の作成 資料調査等 市史調査執筆委員 7 名を置く

「茂原市史 資料編[原始・古代・中世]」の原稿執筆半分程度完成

令和 3 年度 資料調査等 刊行計画変更 市史調査執筆委員 11 名を置く（累計 30 名）

「茂原市史 資料編[原始・古代・中世]」の原稿概ね完成

3 「茂原市史 資料編[原始・古代・中世]考古資料」（令和 4 年度 1 冊目）

刊行スケジュール

R4. 8. 31 「茂原市史資料編(原始・古代・中世) 考古資料」印刷製本 入札執行
※A4 判 450 ページ 1,000 部 糸かがり上製本 ケースに格納

9. 1 契約 相手方：(株)弘文社（市川市市川南 2 丁目 7 番 2 号）
契約金額：2,939,200 円（内消費税額 267,200 円）

9. 14 業者・事務局・原稿執筆責任者で打合せ
（原稿の進捗状況や内容等を確認し以下のスケジュールを決定）

10 月下旬 本文・図版を入稿（約 420 ページ）

11 月上旬 原稿の残り（あいさつ文、口絵、あとがき等）を入稿（約 30 ページ）

12 月下旬 初稿校正（校正は全部で 3 回）

R5. 2 月下旬 最終校正

3 月下旬 納品

4 月 販売開始

4 今後の市史刊行予定（刊行時期は未定）

茂原市史 資料編[原始・古代・中世]歴史資料

茂原市史 資料編 近世資料 1、近現代・民族資料 1

茂原市史 資料編 近世資料 2、近現代・民族資料 2

茂原市史 通史編 上巻 原始～近世

茂原市史 通史編 下巻 近現代、ダイジェスト版（市史合計 9 冊）